

議 長  
確認印

議会運営委員会会議録

|         |   |
|---------|---|
| 1 日 時   | 開会 令和6年9月3日 13:30<br>閉会 令和6年9月3日 14:55  |
| 2 場 所   | 委員会室  |
| 3 出席委員  | 吉田克則、七宮広樹、吉田広明、鈴木元久、菊地哲也  |
| 4 欠席委員  | なし  |
| 5 出席要求者 | 副議長、総務課長  |
| 6 職務出席者 | 議長、事務局長、書記  |
| 7 付議事件  | 第1 令和6年第6回埴町議会定例会の運営について<br>第2 全員協議会の開催について   |
| 8 議事の経過 | <p>七宮広樹副委員長開会<br/>吉田克則委員長あいさつ<br/>委員長による進行</p> <p>第1 令和6年第6回埴町議会定例会の運営について</p> <p>(1)町長提出議案等について<br/>(委員長が総務課長に説明を求める)<br/>(総務課長が資料に基づき議案要旨を説明。最終日に、人事案件3件の追加議案あることを説明)</p> <p>委員長：質疑あるか。<br/>菊地委員：未処分利益剰余金の処分とあるが、もう一度説明願う。<br/>総務課長：企業会計については、こういった形の市町村が多い。<br/>吉田広明委員：要は企業会計だから別会計で、議会の議決を求める。それと赤字であろうが黒字であろうが、決算に対して繰り入れをしていくことの二本立てで議決を求めるということか。<br/>総務課長：そうである。<br/>委員長：その他あるか。<br/>委員長：白河広域整備組合規約、後期高齢者医療医広域連合規約についての変更だが、その規約をそもそも見たことがないので内容が分からない。<br/>総務課長：組合議員や連合の委員になっていないと、規約そのものはインターネットとかでわざわざ見ないと見れない。確かに町にはない。それほど長い規約ではない。実際の議案はその部分しか新旧対照表で出ないので、写しを議員皆さんにあらかじめお配りしたいと思う。<br/>委員長：決算認定の中に、監査委員の意見を議会に提出ということだが、いつ提出になるものなのか。<br/>総務課長：明日、監査委員の講評が職員に対してある。町への提出は明日以降になる。その後、町から議会へ報告の写しの提出があり、それを定例会の中で議員の皆さんにお配りする。<br/>事務局長：最終日の議案審議の中で、監査委員の報告がされる。</p> |

委員長：総務課長からの説明を終了する。

(総務課長退室)

(2) 議員発議について

(委員長が事務局長に説明を求める)

事務局長：ないことを説明。

(3) 一般質問について

(委員長が事務局に通告者6名について説明を求める)

事務局長：質問事項を読み上げるので、事務局作成の通告一覧及び各議員から提出された通告書をご覧いただき確認いただきたい。(通告一覧を読み上げる)

委員長：意見あるか。

(委員間で協議し、質問内容の修正等を行った)

(4) 請願・陳情等について

(委員長が事務局長に説明を求める)

事務局長：請願・陳情なし。

(5) 諸般の報告について

(委員長が事務局長に説明を求める)

(事務局長が資料に基づき説明)

(6) 会期・日程(案)及び会期中の委員会について

(委員長が事務局に説明を求める)

(事務局長が資料に基づき説明)

委員長：案のとおりでよろしいか。

(よいとの声あり)

(7) その他

(委員長が事務局長に説明を求める)

事務局長：町長からの行政報告、監査委員決算審査報告があることを説明。

第2 全員協議会の開催について

(委員長が事務局に説明を求める)

(事務局長が資料に基づき説明)

委員長：意見あるか。

副委員長：埴小学校の状況についての説明は誰が行うのか。

事務局長：総務常任委員会の菊地委員長から、内容をお話いただくということで考えている。

副委員長：議会報告会の説明は。

事務局長：広報の委員長が説明する。現在、広報委員の中で、議会報告会について話し合っている。その内容について、決まった部分だけにはなるが説明いただく。

副委員長：行政視察研修については。

事務局長：行政視察視察について、まずは視察をやるのかやらないのかっていうのを前回話させていただいた。検討しているというような話があったので、再度やるのかやらないのか、時期はいつにするのか、場所はどのようにするのかという部分を協議いただく。

菊地委員：埜小学校の状況についてだが、総務委員会の別枠で教育長と学校教育課長に来ていただいて状況をいろいろ聞いた。そのときの会議録を配布していただき、それを説明することとしたが。それに対する質疑はどのようになるか。

事務局長：質疑はなしで、こういう内容だったという報告にとどめていただいた方がよろしいのかなと思うが。

副議長：教育長とかが来てるわけではないので、質疑応答はできない。報告だけでよいと思う。

鈴木元久委員：副議長も言ったように、総務の人はみんな聞いて質問している。報告だけでいいと思う。

委員長：報告だけでいいのではということである、この会議録はホームページには掲載されているものなのか。公開はふさわしくない。内容が内容なので、外部に漏れるのが心配。

事務局長：所管事務調査ではあったが、それは公表しないで開催となった。町のホームページの方にも掲載はしていない。おっしゃったとおり、紙で渡すとそれが外部に流れる恐れがある。回収するか口頭説明のみにするか。

委員長：最終判断は議長になると思う。

議長：総務常任委員会の報告は義務ではない。総務常任委員会の所管事務調査の一環としてやりましょうということになった。全員で調査するよりも、担当の総務常任委員会でまずは聞き取りを行い、それを全員協議会で報告するという話になったと思う。だからそれでいいと思う。全員協議会で紙で配付した方がわかりやすくいいと思う。紙では渡してもらって、委員長から説明をしていただき、終わり次第回収することにすればよいではないか。

副委員長：その後の状況も追いかけた方がよいと思う。そのときに、また総務の方でまた様子を見て来るとか、今度は教育長含めて話を聞くとか。

吉田広明委員：追跡ということだが、いつまで調査するのかというのを決めておいた方がよいのではないか。

副議長：あまり議員が追跡調査をするのはいかがなものか。逆に議員が話を広げてしまっている部分があるのではないか。慎重にあたった方がよいと思う。

菊地委員：全員で調査するよりは、総務常任委員会で行った方がいいのではということ。所管事務調査の一環で聞き取りを行った。保護者は危機感を持つての方が多。議会が現場に関与するところはあまりよくないと思う。話を聞いた内容からすると、2ヶ月3ヶ月ぐらいで解決するっていう問題ではない。各学年に幅広くある。早急に解決できるような案件ではないと思うので、長いスパンで対応した方がよい。年に2回程度、教育長や課長から状況を聞く場を設けたらどうなのかなと思う。

委員長：とりあえず、全議員にその内容を知っていただく。聞き取り調査をした結果をお知らせ・報告する。その後は全員協議会の中で、必要があればまた話し合っていくということになると思う。

鈴木元久委員：菊地議員が言ったように、今後は議員はあまり踏み込まないようにした方がよい。会議録は配布しない方がよいのではないか。

副委員長：取り扱いは注意ということで、回収して漏れのないようにしといた方がいいのかなというふうには感じる。

委員長：会議録を配って、回収するということがよいか。議長よろしいか。

議長：それでよい。

委員長：日程第2を終わる。その他あるか。

副委員長：決算審議の資料の説明を求めたい。

（書記が資料に基づき説明）

委員長：その他は。

事務局長：全員協議会の中で、議会報告会と行政視察研修についての話を私の方から、今現在決まっているものを議員の皆さんにお知らせしてよろしいか。視察研修については、まず、最終的な時期ということで、今回の全員協議会の中で、やるかやらないかっていう部分、もし実施するのであれば、場所を早急に決めていただきたいということで話をしたいと思うがよろしいか。

（よいという声あり）

委員長：他ないので終了する。

副委員長閉会

埴町議会委員会条例の第27条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議会運営委員長